

対象品目:全品目

規範項目

9

登録品種などの知的財産の保護と適切な活用について

規範の必要性や背景

*知的財産には様々な種類があり、その種類にあわせて知的財産を保護するための法律が定められています。たとえば、植物の新しい品種は、「品種登録制度」により、新品種の育成者の権利が一定期間保護されます。また、独創的なアイデアや新しい技術は発明と呼ばれ、「特許法」によって保護されています。さらに、企業のブランド名や商品のネーミングなどは商標と呼ばれ、「商標法」によって保護されています。

これらを活用する際には、権利の侵害に注意しなければなりません。一方、自らの開発した品種やノウハウ等を「知的財産」として保護・活用することも必要です。

取組事項

○法令により、権利が保護されている品種や特許技術、商標マークなどを利用する場合には、原則として権利者の許諾が必要。必要な手続きを踏まえ、適切に利用すること。

解説

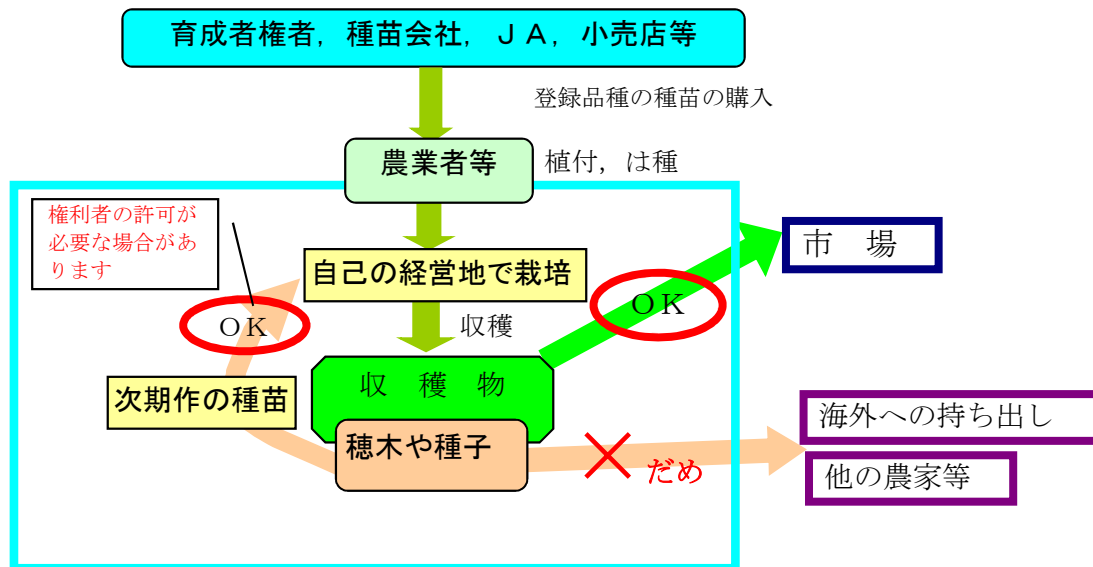
●登録品種について

種苗法では、登録した新品種を一定期間育成者が独占的に利用できる権利（育成者権）を認め、育成者の権利を保護しています。品種登録の効力は25年（果樹等については30年）存続し、その間は原則として育成者権を有している者の許諾を得なければ、営利目的で利用することはできません。

しかし、農業者による基本的な栽培や出荷については例外で、農業者が権利者や種苗会社、JA、小売店等から購入した登録品種の種苗を用いて作付けし、収穫物を出荷すること、次期の種苗として用いることは認められています。

但し、農業者であっても、増殖した種子や穂木を他の農家等に渡したり、海外に持ち出すことは禁止されています。また、以下の場合には権利者の利用許可が必要です。

- ・栄養繁殖植物のうち、自家増殖が禁止されている植物（82種類）を増殖する場合
- ・イチゴ等の種苗をメリクロン培養のように別の栽培過程を経て増殖する場合
- ・きのこの種菌を殺菌、空調等の設備を備えた培養センターのような特別な施設で増殖する場合
- ・契約で自家増殖が禁止されている場合
- ・自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合（有償、無償を問わない）



●権利化の事例

(商標権)

商標法に基づいて登録した商標を独占的に使用できる権利で、ロゴマーク、地域団体商標などがあります。

*エコファーマーマークは商標登録されており、使用には権利をもつ茨城県の許可が必要。

*地域団体商標とは登録された地域ブランド名（地域名＋商品名）を独占的に使用できる権利。

(特許権)

特許法に基づいて発明技術等を一定の期間、発明者が独占的に実施できる権利で、農業の分野では農薬、農業機械、栽培技術などがあります。

◆参考情報

・知的財産総合相談窓口

* 農林水産分野の知的財産や、知的財産を事業に活用する取組を、活用可能な施策手段の紹介を含め総合的に支援するため、地方農政局に知的財産総合相談窓口を設置しています

関東農政局 経営・事業支援部事業戦略課

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 10F

TEL:048-740-0164

・農林水産省品種登録ホームページ（農林水産省HP） <http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

・知的財産・地域ブランド情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/>

・旧「農林水産知的財産ネットワーク」ポータルサイト【暫定公開】

<http://aff-chizai.jataff.jp/html/pamph.html>

・特許電子図書館(IPDL) ((独法)工業所有権情報・研修館HP)

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

◆関連法令等

・種苗法 ・種苗法施行規則 ・商標法 ・特許法

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>（総務省HP 法令データ提供システムで入手可能）

・農業の現場における知的財産取扱指針（農林水産省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/tizai/070815.html>